

いちご一会とちぎ国体合同配宿業務仕様書

1 委託業務名

いちご一会とちぎ国体合同配宿業務

2 業務の目的

いちご一会とちぎ国体（冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「冬季大会」という。）を含む。以下同じ）における大会参加者の宿泊の申込受付及び宿舍決定等を円滑に行うため、配宿システムの基本設計、宿泊施設の実態調査、配宿シミュレーション及び宿泊施設の客室確保等を行う。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和3（2021）年3月15日（月）までとする。

4 業務の対象区域

本業務に係る業務の対象とする地域は原則として栃木県内及び千葉県千葉市内とする。

5 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「委託者」という。）に業務実施計画書を提出し、詳細に協議を行うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、別紙「第77回国民体育大会宿泊基本方針」、「第77回国民体育大会宿泊基本計画」、「第77回国民体育大会宿泊施設充足対策要項」及び「いちご一会とちぎ国体合同配宿実施方針」に留意するものとする。
- (3) 別途、必要な資料があるときには、委託者が確認の上、貸与するものとする。

6 業務の内容

(1) 本大会及び冬季大会共通業務

ア 配宿システムの基本設計

受託者は、委託者と協議の上、いちご一会とちぎ国体大会開催年の大会参加者の宿泊の申込、受付、宿舍決定、宿舍変更等を円滑に行うためのシステムの基本設計を行う。

イ 宿泊施設実態調査の実施

令和元（2019）年度に実施した宿泊施設料金調査及び宿泊施設基礎調査の結果を参考に宿泊施設実態調査を以下により実施する。

- (ア) 調査対象施設の抽出
- (イ) 調査票作成から発送、回収、集計、結果分析及び調査結果の報告
- (ウ) 宿泊施設向け説明会の実施
- (エ) 1泊2食の食事提供を行っていない宿泊施設に対する代替措置の検討

ウ 宿泊施設の客室確保

宿泊施設説明会や訪問により、会場地市町村の宿泊施設及び必要に応じて会場地市町村以外の宿泊施設へ客室提供を依頼し、必要な客室の確保を図る。

エ 負け帰り対策の検討

負け帰りにより生じた空き客室を有効に活用する方策等を検討する。

オ 県及び会場地市町村の宿泊業務全般に対する支援

県及び会場地市町村の円滑な配宿業務遂行のため、必要となる助言や会議資料の作成

等を行う。

カ 地元の関係団体との効果的な連携・協力体制の構築

円滑な客室確保・配宿に向けて、地元の旅行や観光等の関係団体との効果的な連携・協力体制を構築する。

(2) 本大会関係業務

ア 仮配宿計画（第2次）作成

仮配宿計画（第1次）及び宿泊施設実態調査を踏まえ、会場地市町村のヒアリングを実施した上で、会場地市町村別、日別、参加区分別、宿泊施設別に配宿シミュレーションを行い、仮配宿計画（第2次）を作成する。

イ 宿泊施設別適用宿泊料金案の設定

公益財団法人日本スポーツ協会が決定する宿泊料金の範囲内で、宿泊施設ごとに適用する宿泊料金案を設定する。

(3) 冬季大会関係業務

ア 仮配宿計画（第1次）作成

宿泊施設実態調査を踏まえ、会場地市町村のヒアリングを実施した上で、会場地市町村別、日別、参加区分別、宿泊施設別に配宿シミュレーションを行い、仮配宿計画（第1次）を作成する。

イ 宿泊施設別適用宿泊料金案の設定

公益財団法人日本スポーツ協会が決定する宿泊料金の範囲内で、宿泊施設ごとに適用する宿泊料金案を設定し、配宿対象の各宿泊対象施設に対して、以下により協定書（覚書）を締結する。

(ア) 宿泊料金案を踏まえ、協議を行う。協議に当たっては適正料金の設定に努めるものとする。

(イ) 上記調整後に宿泊料金及び客室提供に関する協定書（覚書）を締結する。

7 協議、打ち合わせ

(1) 開催回数

本業務における協議及び打ち合わせについては、業務着手時及び成果品納入時のほか、委託者が必要とした場合に、随時、会議を開催する。

(2) その他の留意事項

ア 各打ち合わせにおいては、業務スケジュール表、受託者作成の資料及び委託者が必要とする関連資料を必要部数準備することとする。

イ 受託者は、甲の求めに対し、「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会 輸送実施計画（第1次）策定業務」に関する打ち合わせに出席することとする。

ウ 乙は、甲の求めに対し、「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会 輸送実施計画（第1次・第2次）策定業務」に必要な情報を提供することとする。

エ 乙は、甲の求めに対し、甲が主催する各種会議に必要な事項について、必要な情報を提供することとする。

オ 各打ち合わせの結果を報告書として、すみやかに提出し、甲の確認を得ることとする。

カ 業務実施計画書及び打ち合わせ結果については、下記9の成果品である電子データ内に格納することとする。

8 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、業務全般の管理監督及び委託者との調整を行う管理責任者を置くとともに、本業務に関し十分な知識及び経験を有する者をもって適切に業務を実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本県の地域特性を考慮すること。
- (3) 受託者が本業務のために作成した各種資料等の著作権は、委託者に帰属するものとする。
なお、委託者に組織改正による変更があった場合には、その著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には、栃木県に帰属する。
- (4) 本業務の実施にあたり、他の個人及び団体等の著作に係る文献や資料等を引用する場合には、受託者において著作権者の了解を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に伴い必要な関係行政機関等への届出等の申請を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、委託者に随時報告を行うこと。
- (7) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合には、速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用はすべて受託者の負担とする。
- (8) 本業務に関する詳細については、受託者の決定後に委託者と受託者の間で締結する委託契約書において定めるものとする。

9 成果品の納入

本業務の成果品は、以下のとおり納入するものとする。

(1) 業務報告書

以下の内容を記載した中間報告書及び最終報告書を提出するものとする。

- ア 本大会・冬季大会共通
配宿システムの設計書・仕様書・運用手順書
宿泊施設実態調査結果及び客室確保状況
- イ 本大会
宿泊施設別宿泊料金案
仮配宿計画（第2次）
- ウ 冬季大会
宿泊施設別宿泊料金案及び協定書（覚書）締結状況
仮配宿計画（第1次）

(2) 規格

- ア 製本版：A4縦版（A3判折込可）
- イ データ：CD-R（RW）又はDVD-R（RW）
ただし、マイクロソフト社製Word・Excelにより編集が可能な形式とすること。
- ウ 部数：製本版40部
データ40部

(3) 納入期限

- ア 中間報告：令和2（2020）年9月30日（水）
- イ 最終報告：令和3（2021）年3月15日（月）

(4) 納入場所

- ア いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局：18部
(栃木県 国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課内)
- イ 各会場地市町村事務局：各1部 (計22部)

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。